

**令和 7 年度 (2025 年度)**

**北海道霧多布高等学校入学者選抜の手引**

**浜 中 町 教 育 委 員 会**

**令和 6 年 (2024 年) 1 1 月**

# 目

# 次

令和7年度（2025年度）北海道霧多布高等学校一般入学者選抜実施要項 . . . 1

令和7年度（2025年度）北海道霧多布高等学校推薦入学者選抜実施要項 . . . 5

## <資料>

1 令和7年度（2025年度）北海霧多布内高等学校入学者選抜における  
学校裁量についての実施予定 . . . . . 8

2 令和7年度（2025年度）北海道霧多布高等学校推薦入学者選抜における  
「入学者の受入れに関する方針等」 . . . . . 9

## <参考>

浜中町立高等学校通学区域規則 . . . . . 10

# 令和7年度(2025年度)北海道霧多布高等学校一般入学者選抜実施要項

(令和6年11月 教育長決定)

この要項は、令和7年度(2025年度)の北海道霧多布高等学校の入学者選抜(推薦による入学者の選抜を除く。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 募 集 人 員

全日制課程 普通科 60名(ただし推薦による入学者を含む。)

## 2 出 願 資 格

令和7年度道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「道立一般要項」の「2 出願資格」に準じる。

### 【留意事項】

北海道霧多布高等学校推薦入学者選抜実施要項及び道立一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項、道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに浜中町を除く市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

## 3 就学に係る通学区域

就学に係る通学区域(以下「学区」という。)は、浜中町立高等学校通学区域規則の定めるところによる。

## 4 出 願 で き る 学 科

全日制課程 普通科

## 5 出 願 の 受 付

道立一般要項の「5 出願の受付」に準じる。

## 6 出 願 の 手 続

### (1) 出願者の手続

道立一般要項の「6 (1) 出願者の手続」に準じる。ただし、入学検定料については、霧多布高等学校授業料等徴収条例(平成26年3月14日条例第2号)に定める金額(2,200円)を、現金により浜中町に納入し、領収書の写しを入学願書に添えて同封すること。

※ 道立一般要項の6(2)アの留意事項の1については該当しない。

## (2) 中学校長の手続

道立一般要項の「6 (2) 中学校長の手続」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項「6 (2) 中学校長の手続」の【留意事項】に準じる。

ただし、「ア」の【留意事項】は「1」は該当しない。

また、道外からの出願者については、個人調査書は、当該都道府県の定める様式による種類をもって代えることができる。

## (3) 高等学校長の手続

道立一般要項の「6 (3) 高等学校長の手続」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項「6 (3) 高等学校長の手続」の【留意事項】に準じる。

## 7 出願状況の発表

道立一般要項の「7 出願状況の発表」に準じる。

## 8 出願変更

道立一般要項の「8 出願変更」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項「8 出願変更」の【留意事項】に準じる。

ただし、出願変更によって北海道霧多布高等学校に出願することとなった場合の就学に係る通学区域は、浜中町立高等学校通学区域規則によるものとする。

## 9 学力検査

道立一般要項の「9 学力検査」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項「9 学力検査」の【留意事項】に準じる。

ただし、「(5)」の【留意事項】の「2(4)」における「所轄の教育局長及び学校教育局学力向上推進課長」を「浜中町教育委員会教育長、釧路教育局長及び学校教育局学力向上推進課長」とする。

## 10 面接等

道立一般要項の「10 面接等」に準じる。

### 【留意事項】

道立一般要項「10 面接等」の【留意事項】に準じる。

## 11 学力検査及び面接等の会場

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項「11 学力検査及び面接等の会場」の【留意事項】に準じる。

## 12 委 託 受 検

道立一般要項の「12 委託受検」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項「12 委託受検」の【留意事項】に準じる。

## 13 追 検 査

道立一般要項の「13 追検査」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項「13 追検査」の【留意事項】に準じる。

## 14 入 学 者 の 選 抜

道立一般要項の「14 入学者の選抜」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項「14 入学者の選抜」の【留意事項】に準じる。

## 15 合 格 発 表

道立一般要項の「15 合格発表」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項「14 入学者の選抜」の【留意事項】に準じる。

## 16 合 格 者 の 追 加

道立一般要項の「16 合格者の追加」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項「16 合格者の追加」の【留意事項】に準じる。

## 17 第 2 次 募 集

道立一般要項の「14 入学者の選抜」に準じる。ただし、「(6)」における入学検定料については、本要項の「6 出願の手続」に定めるものとする。

**【留意事項】**

道立一般要項「17 第2次募集」の【留意事項】に準じる。

## 18 学 力 検 査 の 得 点 の 情 報 提 供

道立一般要項の「19 学力検査の得点の情報共有」に準じる。

**【留意事項】**

道立一般要項「19 学力検査の得点の情報共有」の【留意事項】に準じる。

**19 北海道教育委員会への報告**

道立一般要項の「20 北海道教育委員会への報告」に準じる。

**20 その他**

道立一般要項の「21 その他」に準じる。ただし、「学校教育局学力向上推進課長」を「浜中町教育委員会教育長及び学校教育局学力向上推進課長」とする。

**【留意事項】**

道立一般要項「21 その他」の【留意事項】に準じる。

# 令和7年度(2025年度)北海道霧多布高等学校推薦入学者選抜実施要項

(令和6年11月 教育長決定)

この要項は、令和7年度(2025年度)の北海道霧多布高等学校の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 1 出 願 資 格

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項(以下「道立推薦要項」という。)の「3 出願資格」に準じる。ただし、(1)における「道内」を「国内全域」とする。

### 【留意事項】

道立高等学校一般入学者選抜実施要項(以下「道立一般要項」という。)連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

## 2 出 願 可 能 な 学 科

全日制課程 普通科

## 3 推 薦 に よ る 入 学 者 の 範 囲

募集人員60名のうち、10%程度

## 4 出 願 の 受 付

道立推薦要項の「4 出願の受付」に準じる。

## 5 出 願 の 手 続

### (1) 出 願 者 の 手 続

道立推薦要項の「5 (2) ア 出願者の手続」に準じる。ただし、入学検定料については、霧多布高等学校授業料等徴収条例(平成26年3月14日条例第2号)に定める金額(2,200円)を、現金により浜中町に納入し、領収書の写しを入学願書に添えて同封すること。

### 【留意事項】

道立推薦要項「5 (2) ア 出願者の手続き」の【留意事項】に準じる。

### (2) 中 学 校 長 の 手 続

道立推薦要項の「5 (2) イ 中学校長の手続」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項「5 (2) イ 中学校長の手続」の【留意事項】に準じる。ただし、道外からの出願者については、個人調査書は、当該都道府県の定める様式による種類をもって代えることができる。

**(3) 高等学校長の手続**

道立一般要項の「6 (3) 高等学校長の手続」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項「6 (3) 高等学校校長の手続」の【留意事項】に準じる。

**6 出願状況の発表**

道立推薦要項の「6 出願状況の発表」に準じる。

**7 出願変更**

道立推薦要項の「7 出願変更」に準じる。

**8 面接等**

道立推薦要項の「8 面接等」に準じる。

ただし、北海道外からの出願者については、遠隔面接を実施することができる。

**【留意事項】**

道立推薦要項「8 面接等」の【留意事項】に準じる。

**9 選抜の方法**

道立推薦要項の「9 選抜の方法」に準じる。

**10 合格内定者の通知及び入学の確約**

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項「10 合格内定者の通知及び入学の確約」の【留意事項】に準じる。

**11 合格内定者数の発表**

道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」に準じる。

**12 再出願**

道立推薦要項の「12 再出願」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項「12 再出願」の【留意事項】に準じる。

### 13 合 格 発 表

道立推薦要項の「13 合格発表」に準じる。

**【留意事項】**

道立推薦要項「13 合格発表」の【留意事項】に準じる。

### 14 北海道教育委員会への報告

道立推薦要項の「14 北海道教育委員会への報告」に準じる。

### 15 そ の 他

道立推薦要項の「15 その他」に準じる。

ただし、「学校教育局学力向上推進課長」を「浜中町教育委員会教育長及び学校教育局学力向上推進課長」とする。



令和7年度(2025年)公立高等学校推薦入学者選抜実施校における  
**全日制課程の「入学者の受け入れに関する方針等」**

学区	学校名	学科名	推薦枠	入学者の受け入れに関する方針
釧路	霧多布	普通	10%	次のいずれかに該当する生徒 1 基礎基本を重視し、積極的に学習に取り組もうとする生徒 2 学校行事や生徒会活動、ボランティア活動に主体的に取り組もうとする生徒 3 故郷を愛し、地域に貢献し、将来地域を支えたいという意欲がある生徒

○浜中町立高等学校通学区域規則

平成12年8月28日

教育委員会規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条及び第21条の規定に基づき、浜中町立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について定め、もって高等学校の教育の普及及びその機会均等を図ることを目的とする。

(通学区域)

第2条 高等学校への就学（転学若しくは編入学又は転籍若しくは転科による場合を含む。以下同じ。）に係る学区は、別表のとおりとする。

第3条 高等学校へ就学しようとする者（以下「就学希望者」という。）は、その保護者（就学希望者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。）の住所が学区内に存するものとする。

(学区外就学)

第4条 毎学年の初めにおける第1学年の入学の場合において、高等学校に就学しようとする国内全域の就学希望者は、前条の規定にかかわらず、次号の範囲内で高等学校に就学することができる。

(1) 保護者の住所の存する地域が学区以外の場合において、高等学校へ就学しようとするとき 第1学年の生徒の入学定員に100分の50を乗じて得た数

(令6教委規則3・一部改正)

第5条 次の各号に掲げる地区に保護者の住所が存するときは、就学希望者は、第3条の規定にかかわらず高等学校に就学することができる。

(1) へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）により指定されている3級以上のへき地学校の設置されている地域に存するとき

3級以上のへき地学校の設置されている地域から2級以下のへき地等学校又はへき地等学校以外の学校の設置されている地域に存することとなった場合においても、当該変更のあった年度から3年度内に限り、同様とする。

(2) 前号の場合を除き、本来就学すべき高等学校への通学に極めて困難な地域に存する場合で、かつ、高等学校に就学することが相当と認められるとき

(3) 高等学校の学区の境界の付近に存する場合で、かつ、交通その他の事情により高等学校に就学することが相当と認められるとき

2 前項第2号又は第3号の規定により就学しようとする就学希望者は、教育長の指定する期日までに、高等学校の校長に対し、隣接学区等就学承認申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

3 前項の申請があったときは、校長は、速やかに、承認又は不承認の決定を行い、隣接学区等就学承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により、就学希望者に対し、その旨を通知しなければならない。

第6条 高等学校の生徒の住所に変更があった場合においては、引き続き就学することができる。

（委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行し、同日以降に高等学校の第1学年に入学する者に係る就学から適用する。

附 則（平成13年12月21日教委規則第6号）

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則（平成16年3月23日教委規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行し、同日に高等学校の第1学年に入学する者に係る就学から適用する。

附 則（平成19年1月25日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月27日教委規則第3号）

この規則は令和6年10月1日から施行する。

別表

就学すべき高等学校	通学区域
北海道霧多布高等学校	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町のほか、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1号）別表の備考欄に掲げる表のうち、「道内のいずれかの高等学校」の右欄の地域を含むものとする。